

報道資料

平成27年7月30日
総務部税務課課税係
担当：浅井、箕輪
電話：0742-27-8853（ダイヤルイン）
内線2233

軽油引取税に係る地方税法違反嫌疑事件の告発について (脱税に関する罪)

奈良県は、昨年9月10日に奈良県警察生活環境課の協力のもと、強制調査を実施し、その後押収書類等を精査してまいりましたが、本日（7月30日）、地方税法違反（軽油引取税に係る脱税）の嫌疑で、下記の者を奈良地方検察庁に告発しました。

- 1 犯則嫌疑法人 株式会社 ヤマト（代表取締役 山本マサ子）
本店所在地 奈良県橿原市五井町220番地の1
犯則嫌疑者 山本 雅昭（やまもと まさあき・昭和40年2月17日生）
住所 奈良県吉野郡吉野町大字南国栖526番地
(上記犯則嫌疑法人の従業員で前代表取締役である。)

2 犯則事実等の概要

株式会社ヤマトは、地方税法における軽油引取税において、元売業者又は特約業者以外の者で、奈良県橿原市五井町220番地の1に本店事務所を置き、石油製品の製造及び販売等を業としており、犯則嫌疑者山本雅昭は、当該法人の代表取締役として業務全般を統括する立場にあったものであるが、犯則嫌疑法人の業務に関し、平成24年11月1日から平成26年8月31日までの間、軽油に軽油以外の炭化水素油（灯油）を混和して製造された軽油を各月分合計479万2,000リットル販売したにも関わらず、平成25年1月4日から平成26年9月30日までの各法定申告納付期限までに申告納付することなく、軽油引取税各月分合計1億5,382万3,200円を免れた。

3 罪名及び適用法条等

罪 名：地方税法（軽油引取税）違反

適用法条：地方税法第144条の4第2項、第4項
(軽油引取税の脱税に関する罪)

地方税法第144条の18第1項第2号
(軽油引取税の申告納付の手續)

地方税法第144条の4第7項
(両罰規定)

罰 則：納税者の偽りその他不正の行為による軽油引取税の納付義務違反

10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又は併科

(脱税額が罰金刑の上限を超える場合、その上限にかかわらず、罰金の額を脱税額に相当する額とすることができる。)

4 告発の事由

被告発人は、奈良県知事の承認を受けることなく、軽油に灯油を混和して軽油を製造販売し、加えて、その発覚を免れるために軽油周辺油種に添加されている識別剤を除去した灯油を用いるなどの偽りその他不正の行為によって、申告納付すべき軽油引取税を免れたものであり、脱税額が非常に高額であるばかりでなく、その行為は計画的かつ極めて悪質なものである。

かねてより、県徴税吏員が不正軽油の製造販売に関わることをないよう、再三にわたって指導してきたにもかかわらず、これを無視して製造販売していたものである。

かかる行為は、公正な市場競争をも阻害する重大な犯罪行為であることに加えて、納税秩序をも破壊する行為であり、これを法に照らして厳しく糾し、納税秩序の回復及び同様事案発生防止のため、告発するもの。